

・ 備蓄の経緯

平成 18 年度：ベトナム株、インドネシア株	約 1,000 万人分(注 1)
平成 19 年度：アンフィ株	約 1,000 万人分(注 1)
平成 20 年度：チンハイ株	約 1,000 万人分(注 2)
平成 21 年度：新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン購入のため備蓄せず	
平成 22 年度：ベトナム株、インドネシア株	約 1,000 万人分
平成 23 年度：アンフィ株	約 1,000 万人分(予定)

(注 1) 平成 18、19 年度備蓄分については、有効期限切れ

(注 2) 平成 20 年度備蓄分については、平成 23 年度末に有効期限切れ

※ 有効期限は 3 年間

(2) 今冬のインフルエンザ対策について

① 総論

平成 21 年に発生した新型インフルエンザ (A/H1N1) については、ウイルスの動向や流行状況を踏まえ、季節性と異なる大きな流行等の特別の事情が生じないことから、平成 23 年 3 月 31 日付けで、感染症法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表を行い、通常 of 季節性インフルエンザ対策に移行した。

厚生労働省では、この冬のインフルエンザの流行シーズンに備え、平成 23 年 11 月 11 日に「今冬のインフルエンザ総合対策」を取りまとめたところであり、これに基づき、厚生労働省のホームページにインフルエンザに関する情報等を掲載した専用のページを開設(※)し、流行状況の提供、予防接種に関する情報提供や QA の作成・公表等を行っている。

各都道府県等をはじめ、関係機関の皆様におかれては、改めて、対策の周知及びインフルエンザ予防対策の徹底方、よろしくお願ひしたい。



インフルエンザ予防啓発ポスター▲

※ (平成 23 年度今冬のインフルエンザ総合対策について)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

② インフルエンザの流行状況等について

今シーズンは、インフルエンザの患者発生報告数が、平成 23 年第 49 週 (12/5 の週) において全国あたり 1.11 となり、インフルエンザ流行の開始の日安としている 1.00 を上回り、平年並みの流行入りとなった。

また、インフルエンザウイルスサーベイランスの結果によると、現段階では、H3N2 が大半を占める状況にある。

国においては、今後も流行状況等を注視し、都道府県等に対し、必要な情報

を適時適切に提供していくこととしている。昨年9月より開始した「入院サーベイランス」も含めて、都道府県等におかれては、引き続き、インフルエンザサーベイランスの実施に御協力をお願いしたい。

なお、インフルエンザサーベイランスを含め、感染症の報告・集計にご活用いただいている感染症サーベイランスシステムが今年4月に6年ぶりに更改される予定である。3月に地方自治体職員を対象とした研修会を行うので、引き続きシステム上での報告について、よろしく願います。

3. ワクチンの供給について

(1) 季節性インフルエンザワクチンの供給等について

季節性インフルエンザワクチンについては、次シーズンに向けた需要をより的確に把握することを目的として、ワクチン製造販売業者、卸売販売業者、医療機関、都道府県などの関係者からなる「インフルエンザワクチン需要検討会」を設置し、ワクチンの接種状況の把握や需要予測のための調査に基づき、検討を行っている。

ワクチンの安定供給対策としては、平成23年8月8日付け通知及び平成23年9月26日付け通知により、各都道府県及び製造販売業者、卸売販売業者、医療機関等の各関係団体に対し、都道府県管内のワクチン在庫状況を短期間に把握し、不足時には融通可能な体制をあらかじめ確立すること、医療機関等からのワクチンの注文量が原則として去年の使用実績を上回らないようにすること、医療機関に分割納入すること、旧来の商慣習として行われている返品の改善に努めること等について依頼した。

また、ワクチン不足時の融通用として、全製造量のうち約15万本（以下「融通用ワクチン」という。）のワクチンを製造販売業者等が保管していたが、全国のワクチンの在庫状況から、ワクチンは全国的に流通していることが確認できること等を踏まえ、平成23年12月2日をもって、融通用ワクチン全量を一般に供給するよう製造販売業者等に依頼した。なお、平成24年1月より、北里第一三共ワクチン株式会社が新たに追加生産した約120万本のワクチンを追加して供給する予定である。

都道府県におかれては、これまでに発出した通知等に基づき、今後とも、季節性インフルエンザワクチンの安定供給の確保に向けた協力をお願いしたい。

(2) 新型インフルエンザワクチンの生産体制整備・確保等について

細胞培養法を開発することにより、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分の新型インフルエンザワクチン生産期間を約半年に短縮することを目的として、平成21年度補正予算で「新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特別交付金」（合計約1,190億円）を措置し、基金を造成した。平成22年度に1次事業として基礎研究・実験用生産施設整備等を実施し、平成23年8月には、2次事業の採択を行った。2次事業は、平成24年度までにワク

チン生産のための実生産施設の構築・治験の実施等を行い、平成 25 年度中の実用化を目指すものである。

4. 結核対策について

結核患者は減少傾向にあるものの、年間約 2 万 3 千人の新規患者が発生するなど、結核は依然として我が国の主要な感染症である。

厚生科学審議会感染症分科会結核部会での審議を踏まえ、今後の結核対策や医療の在り方を含めた「結核に関する特定感染症予防指針」を平成 23 年 5 月 16 日に改正したところである。

都道府県等においては、改正後の予防指針等を踏まえながら、「結核対策特別促進事業」等も活用し、引き続き、地域の実情に応じた結核対策の一層の推進を図られたい。

また、平成 24 年度から、結核病棟の効率的な運用を促し、必要な結核病床を確保するため、結核病床を持つ感染症指定医療機関が行う結核病棟のユニット化のために必要な設備整備を支援することとしているので、管内の感染症指定医療機関に周知を図られたい。

5. HTLV-1 対策について

平成 22 年 9 月に、総理官邸に HTLV-1 特命チームが設置され、HTLV-1 対策について検討が進められ、同年 12 月 20 日に「HTLV-1 総合対策について」が取りまとめられた。

HTLV-1（ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型）の感染者は、全国に約 100 万人以上と推定されており、ATL（成人 T 細胞白血病）や HAM（HTLV-1 関連脊髄症）といった重篤な疾病を発症する可能性があることから、国は、地方公共団体、医療機関、患者団体等との密接な連携を図り、総合対策を強力に推進することとされている。厚生労働省では、HTLV-1 対策推進協議会を開催し、患者、学識経験者その他関係者からの意見を踏まえ総合対策を推進している。

具体的には、平成 23 年度から、保健所における特定感染症検査等事業の対象に、HTLV-1 検査、HTLV-1 に関する相談指導を加えている。

また、HTLV-1 キャリアや ATL・HAM 患者からの相談に対応できるように、保健所、がん相談支援センター、難病相談・支援センター等において、相談体制の構築を図り、研修の実施やマニュアルの配布等を行っている。

さらに、国民への正しい知識の普及を行うとともに、都道府県等のご協力を得ながら相談機関のリストを作成し、厚生労働省の HTLV-1 ポータルサイトで公開する等、患者家族などに役立つ情報提供を行っている。なお、HTLV-1 関連研究を加速化するために、平成 23 年度は約 10 億円を確保し、研究を実施しており、平成 24 年度も、引き続き約 10 億円の研究費確保を目指すこととしている。

これらの施策の実施に当たっては、感染症・がん・難病担当課だけでなく、母子保健担当課との連携が必要であり、各都道府県等におかれては、体制の確保等につき、引き続き特段のご協力をお願いしたい。

6. 感染症指定医療機関の指定の促進について

第一種感染症指定医療機関の指定については、32 都道府県（38 医療機関 73 床）で指定が完了しているが、未だ 3 割の県が未指定のままである。

平成 18 年 7 月には総務省からも、第一種感染症指定医療機関の指定が進んでいないことについて勧告されており、未指定の県においては、早期の指定に向け、医師会、医療機関関係者等との調整を進められるようお願いする。

7. 動物由来感染症対策について

(1) 狂犬病予防対策について

狂犬病は、我が国では国内対策及び水際対策を徹底することにより、昭和 32 年の動物での発生を最後に認められていないが、諸外国、特にアジアやアフリカの国々を中心として発生し、多くの死亡者が出ており、我が国へ侵入するリスクは依然としてなくなることから、日頃から発生に備えておく必要がある。

このため、各自治体におかれては、狂犬病予防法に基づく犬の登録や予防注射の徹底等について、引き続き、関係市町村や獣医師会等関係団体と連携協力して狂犬病予防対策の推進をお願いする。また、万が一の侵入に備え、国内発生時の危機管理体制の確立（ガイドライン等を参考に危機管理対応マニュアルの作成や実地演習の開催等）についても併せてよろしくをお願いする。

(2) 獣医師の届出対象感染症について

平成 23 年における獣医師からの届出は、鳥インフルエンザ (H5N1) の鳥類 72 件、細菌性赤痢のサル 37 件となっており、今後も引き続き迅速な届出へのご配慮をお願いする。なお、獣医師より届出を受けた都道府県等においては、感染症法に基づく積極的疫学調査の実施、ねずみ族・昆虫の駆除等のまん延防止措置や人への感染防止のための所要の措置について、遺漏なきよう対応をお願いする。

(3) 鳥インフルエンザ (H5N1) について

平成 23 年は、全国各地で家きん・野鳥等における鳥インフルエンザ (H5N1) の発生事案が確認されたところである。

鳥類における鳥インフルエンザ (H5N1) 発生時の対応については、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ (H5N1) 発生時の調査等について」（平成 18 年 12 月 27 日付け結核感染症課長通知）に基づき、関係機関との連携を密にし、鳥類等に接触した者への積極的疫学調査の実施、感染防止措置の指導等、鳥イン

フルエンザの人への感染防止の迅速かつ適切な対応に遺漏なきようお願いする。

(4) その他

① 蚊が媒介する感染症対策等

海外（特に東南アジア）においては蚊が媒介する感染症の発生が拡大しており、我が国でもマラリア、デング熱及びチクングニア熱等の発生地域を旅行した人が現地で感染して帰国後に診断される輸入症例も確認されている。チクングニア熱については、国内発生時に必要に応じた媒介蚊の駆除等の対応が可能となるよう、平成23年2月1日より感染症法の四類感染症としたところである。これまでのところ、発症前の渡航歴から国内感染が疑われる事例は確認されていないが、各自治体においても、引き続き医療機関への周知、発生時の対応等について、特段のご留意をお願いする。

② 動物の輸入届出制度

平成17年9月に動物の輸入届出制度が施行され、輸入動物を原因とする感染症の発生の防止と、問題発生時の迅速な追跡調査を可能とするため、対象動物を輸入する者に対し、その都度、輸出国政府発行の衛生証明書を添付した上で、動物の輸出国、種類、数量等とともに厚生労働大臣（厚生労働省の検疫所）へ届け出ることを義務付けている（平成23年は約3,586件の届出（内4件は、衛生証明書の不備等により不受理））。

都道府県等においては、引き続き管内の動物取扱者等関係者への周知について協力をお願いするとともに、万が一感染症法に分類された疾病に感染した疑いのある動物の輸入が判明した場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査や人への感染防止のための所要の措置を講じることを厚生労働大臣から指示をするので、迅速な協力をお願いする。

8. その他感染症対策の充実について

(1) 特定病原体等の適正管理について

① 本制度の周知徹底

病原体等の取扱いについては、平成19年6月1日から、感染症法に基づき、特定病原体等の所持、輸入禁止、許可、届出、基準の遵守等の措置を講ずることにより、病原体等の適正管理を確立した。

本制度については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について」（平成19年6月1日付け健発第0601001号厚生労働省健康局長通知）及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項について」（平成19年6月1日付け健感発第0601002号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等により、運用上の詳細を示している。都道府県等におかれては、引き続き関係機関等への周知徹底をお願いするとともに、地方衛生研究所等において、本制度の遵守に遺漏の無いよう必要な施設の整備・点検、病原体

等の取扱い手順等の点検、必要に応じた見直し等につき、特段のご配慮をお願いする。

また、異動等に伴う、許可、届出事項等の変更に係る手続きが、適切に行われるよう留意願いたい。

さらに、特定病原体等の運搬車輛の事故が発生し、当該病原体等による感染症の発生又はまん延のおそれがある場合には、地方衛生研究所や保健所の職員の派遣による消毒、問診、受診勧奨等について厚生労働大臣から都道府県知事に協力要請を行うので、その対応についても、特段のご配慮をお願いする。

② 病原体サーベイランス事業への配慮について

本制度において、特定病原体等の運搬に使用する容器に関する基準や、二種及び三種病原体等の事業所外の運搬に当たっての公安委員会への届出等の手続きが設けられている。これにより、病原体サーベイランス等の感染症対策に支障が生じることのないよう、「病原体サーベイランスにおける協力依頼について」（平成20年10月10日付け健感発第1010001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により関係機関と連携した円滑な病原体サーベイランスの実施について特段のご配慮をいただくよう周知をお願いしている。

都道府県等におかれては、医療機関や検査機関等の関係機関に対し病原体サーベイランスの協力を要請するとともに、引き続き、病原体サーベイランス事業の推進にご協力願いたい。

なお、病原体サーベイランスの実施にともなう検体の運搬については、「感染症の病原体等の運搬容器の適正使用の徹底について」（平成23年11月7日付け健感発1107第8号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を踏まえ、安全輸送について、特段のご配慮をお願いする。

(2) 性感染症対策について

性感染症を取り巻く状況として、感染症の発生動向調査を見ると、20歳代の男女の報告数が最も多く、特に若年層を中心とした重要な健康問題となっている。性感染症の予防に必要な対策は、予防を支援する環境づくりが最も重要である。

若年層における発生の割合が高いことや、性行動が多様化していることなどを踏まえた対策を進めることが重要であるとした「性感染症に関する特定感染症予防指針」の改正を平成24年1月19日に告示したので、都道府県等においては、改正後の指針に基づき、教育委員会等関係機関と連携し、性感染症の感染・まん延防止に努めていただくよう引き続きお願いする。

また、国の補助事業の「特定感染症検査等事業」では保健所が行う性感染症検査及び検査前・後の相談事業に対して、また、「感染症対策特別促進事業費」では性感染症に関する普及啓発事業に対してそれぞれ国庫補助を行っている。都道府県等におかれては、体制確保の充実を図っていただいているが、今後も、引き続き、性感染症対策の一層の推進をお願いする。